

令和4年第1回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年1月6日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和4年1月17日
4. 出席農業委員 18名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 穴戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 ~~大橋 吉成~~
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 1名
6. 出席農地利用最適化推進委員 22名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 佐藤 善一
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 ~~引地 秀樹~~
 - 34番 ~~八城 智広~~
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 小賀坂 伸夫
 - 37番 秋葉 武
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 2名
8. この会の事務従事者 事務局長 齋藤喜行、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主任主事 齋藤朋像、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 現況確認証明願いについて
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 農用地利用配分計画（案）の決定について
 - 議案第7号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
 - 議 長 只今から、令和4年第1回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
（15時23分宣告）
只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員22名で定足数に達しております。よって令和4年第1回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第 29 条の規定により議長が指名することになっておりますので、15 番、長沢壽幸委員、16 番、佐藤清光委員、以上 2 名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事の 2 人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日１日とすることに、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議長　それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日１日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長（議案第 1 号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長　議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

1番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
さんへ、売買による所有権の移転です。

〇〇〇〇〇〇は、これまで解除条件付き賃貸借により、法人として農地の賃貸借を行い、農業を行っております。法人が農地を取得するには、農地所有適格法人となる必要がありますが、今回の農地の取得は、社会福祉法人として、リハビリテーション農場として取得したいという内容であります。

〇〇〇〇〇〇は、トラクター、動噴、軽トラックなどの農業機械を所有し、法人として年間1800日農業に従事しており、許可後の耕作面積は140aです。通作距離は、事務所から車で5分ほどです。

2番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、売買による所有権の移転であります。

〇〇さんは、トラクター、軽トラックなどの農業機械を所有しており、夫婦で年間500日農業に従事し、許可後の耕作面積は、209aです。通作距離は、自宅から400m～1.6kmであります。

3番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ、贈与による所有権の移転であります。

〇〇さんは、トラクター、運搬車などの農業機械を所有しており、夫婦で年間700日農業に従事し、許可後の耕作面積は180aです。通作距離は、自宅から徒歩3分であります。

以上、3件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧

議長　只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

18番委員 議案第1号の1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

議長　ありがとうございます。

22番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

[illegible]

〇〇〇〇〇付近の畑です。何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 3 番の案件について、4 番、寺島武調査員お願いいたします。

4 番委員 議案第 1 号の 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。

譲受人の〇〇さんとは、1 月 1 3 日に電話で、譲渡人の〇〇さんとは、1 月 1 4 日に、現地を確認しながら、お話を伺いました。〇〇さんは、今後畑を耕作する人もおらず、自分も高齢となり耕作する事ができない為、宅地も農地も、近所に住む〇〇さんに贈与したいとの事でした。山を削ったような畑は急斜面で、柿の木が植えてありますが、〇〇さんはそれを受け継いで、栽培するそうです。許可相当と見て参りましたが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 3 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 3 件の案件について採決いたします。

議 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 3 件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 2 号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1 番については、農業用資材等置き場への転用であります。農地区分は、農用地区域であります。農業用施設のための農用地区域となります。肥料等の農業用資材等置き場への転用であるため、農業用施設用地であっても転用は可能であるため、転用可能と判断しました。

以上のことから転用許可、可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく願います。

議 長 この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っております

ので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、11番、大槻孝徳調査員、お願いいたします。

11番委員 議案第2号の1番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。1月14日午後1時30分に、梁川総合支所に集合で、渡邊茂委員、佐藤清光委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。今回の申請は、農業用資材等置場への転用申請であります。現地は県道丸森梁川線沿いの農地で、隣接地との境界には、側溝が整備されており、排水も問題無く、周りの農地への影響も無いため、許可相当と判断して参りました。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議 長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件について採決いたします。

議 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、2番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第3号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、〇〇〇〇太陽光発電所開閉所敷地への転用であります。賃借権の設定25年です。農地区分は、農地が10ha未満であるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に代えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、〇〇〇〇太陽光発電所から送電を行い、〇〇変電所の送電線に接続するには、ここしかないとの事で、転用可能と判断しました。

2番については、公共事業の残土処理及び農地改良のための一時転用であり

ます。賃借権の設定３年です。農地区分は、農用地区域ですので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

以上、２件とも転用許可、可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第３号の１番の案件について、１７番、渡邊茂調査員、お願いいたします。

１７番委員 議案第３号の１番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。１４日午後１時３０分に、梁川総合支所に集合で、大槻孝徳委員、佐藤清光委員、私、事務局３名の計６名で現地を確認して参りました。今回の申請は、太陽光発電所の、開閉所敷地への転用です。現地は梁川バイパスと変電所の間にありまして、南側は道路に面しております。北側は排水路に面しておりまして、排水も特に問題無く、周りの農地への影響も無いようなので、許可相当と見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第３号の２番の案件について、１３番、大橋吉成調査員の調査報告を、６番、菅野照調査員、代読をお願いいたします。

６番委員 議案第３号の２番の案件について報告いたします。

１月１４日午前１１時、霊山総合支所に集合で、大橋吉成委員、阿部忠幸委員、私、事務局２名の計５名で現地を確認して参りました。今回の申請は、公共事業の残土処理による農地改良です。先月の申請にも上がった、霊山町中川の土地の反対側の土地です。土側溝での排水もあり、周辺農地への影響も無いと見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の２件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

１８番委員 はい。

議長 １８番委員の発言を許します。

１８番委員 １番の案件について質問です。太陽光発電所の開閉所敷地への転用との事です。内容をもう少し詳しくお願いします。

農地係長 １８番委員の質問に回答いたします。〇〇〇〇太陽光発電所につきましては、〇〇市内で太陽光発電を行い、１１５号線の道路の中にケーブルを入れて、〇〇〇〇〇〇変電所に繋ぐ計画であるとの事です。変電所でも発電所でもない、電気を繋ぐ施設の事を、開閉所と呼称するとの事です。転用を不許可とする理

18番委員 ありがとうございました。

議 場 「異議なし」の声。

議長　　長　　本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の２番を除く１件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。２番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

事務局長 (議案第 4 号朗読説明)

農地係長 議案第４号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。

以上、証明を付すのもやむを得ないと判断し、受理いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議案第４号の１番の案件について、１６番、佐藤清光調査員、お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第 4 号「現況確認証明願いについて」の 1 件の案件について質疑を許し

ます。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第４号「現況確認証明願いについて」の１件の案件について採決いたします。

議 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第４号「現況確認証明願いについて」の１件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第５号朗読説明）

今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。以上で議案の朗読説明を終了いたします。

議 長 それでは、これより質疑に入りますが、議案第５号の案件については、○番、○○○○委員が当事者となっております。対象となる案件は、賃借権設定に係る１０番の１件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第３１条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。

当事者分の賃借権設定に係る１件を、最後に審議することにし、それ以外の賃借権設定に係る１４件、使用貸借権設定に係る９件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、一括審議することといたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議 長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る１件を除く、それ以外の賃借権

設定に係る１４件、使用貸借権設定に係る９件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る１件を除く、それ以外の賃借権設定に係る１４件、使用貸借権設定に係る９件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る１０番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号〇番、〇〇〇〇委員 退席）

議 長 これより質疑に入ります。議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る１０番の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る１０番の案件について、採決いたします。

議 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る１０番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

それでは、ここで議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号〇番、〇〇〇〇委員 入室着席）

議 長 次に、議案第６号「農用地利用配分計画（案）の決定について」を議題いたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第６号朗読説明）

審議いただきます１件につきましては、農地中間管理事業により、農地中間管理権を有した農地中間管理機構、公益財団法人福島県農業振興公社が、この計画案の通り、農地を配分し、貸し付けるものとなっております。配分計画の決定は、福島県が行うものとなっております、公告予定年月日が、令和４年２月２５日となっております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 これより審議に入ります。議案第 6 号「農用地利用配分計画（案）の決定について」、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、これより議案第 6 号「農用地利用配分計画（案）の決定について」、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第 6 号「農用地利用配分計画（案）の決定について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第 7 号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 7 号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第 7 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第 7 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第 7 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、保原地区担当から 2 3 番、後藤喜美枝推進委員と、2 9 番、佐藤善一推進委員をお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。
これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。
長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第1回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。(16時4分閉会)

